

## 果樹共済重要事項説明書

この「説明書」は、果樹共済へ加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要な事項（契約概要・注意喚起情報）を記載したものです。

必ずご一読いただき、果樹共済の内容をよくご確認、ご承認の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、岐阜県農業共済組合へお問い合わせください。

「契約概要」：共済の仕組みの内容をご理解いただくための事項です。

「注意喚起情報」：お申込みに際して共済契約者に不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項です。

### ア「契約概要」の項目

#### (ア) 共済の仕組み

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業災害補償法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、農業共済組合（以下「組合」という。）、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）、国の三段階により、各々が責任の一部を負担し、危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

#### 共済関係の成立について

- (1) 果樹共済の共済関係は、果実の収穫を目的とする果樹に係る栽培の業務が組合の共済規程で定めた面積5アール（共済目的の種類等毎の栽培面積の合計）以上（特定危険方式においては栽培面積の合計が20アール以上で栽培経験年数が5年以上）の場合は、収穫共済に付することを申し込み、これを組合が承諾することにより成立します。
- (2) 果樹共済加入申込書の提出  
共済関係が成立する者は、必要事項を記載した果樹共済加入申込書を提出期日までに組合に提出するよう共済規程で定められています。
- (3) 園地に係る果樹が以下の事項に該当する場合は、引受対象から除外させていただきます。
  - ① 収穫共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当な確実さを持って見通されること。
  - ② 標準収穫量、基準生産金額の正確な決定が困難であること。
  - ③ 減収金額若しくは生産金額減少額の正確な決定が困難であること。
  - ④ 通常の肥培管理が行われず又は行われないおそれがあること。

#### (イ) 補償の内容（支払事由・免責・支払わない場合について）

#### 引受（加入）方式と内容について

- (1) 減収総合方式  
共済目的の種類等毎の被害園地に係る減収量の合計が、その加入者の基準収穫量（その加入者の園地ごとの基準収穫量の合計）の3割を超えるときに共済金を支払う方式。
- (2) 特定危険方式  
特定の災害のみを共済事故の対象とし、共済目的の種類等毎の被害園地に係る減収量の合計が、その加入者の基準収穫量（その加入者の園地ごとの基準収穫量の合計）の2割を超えるときに共済金を支払う方式。
- (3) 災害収入共済方式  
共済目的の種類毎の果実の実収収穫量（品質を含む）がその加入者の基準収穫量を下回り、かつ生産金額の減少が基準生産金額の2割を超えるときに共済金を支払う方式。

#### 共済事故について

共済責任期間中に発生した損害で、補償の対象としている事故（以下「共済事故」という。）は、次のとおりとなっています。

- (1) 風水害、干害、ひょう害、寒害・雪害、その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収。
- (2) 特定危険方式の暴風雨方式については、最大風速13.9m/s又は最大瞬間風速20.0m/s以上を対象とします。

#### 支払責任のない損害について

共済責任期間中に共済事故によって発生した場合であっても、次の損害には共済金の一部、又は全額をお支払いできないことがあります。

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害。
- (2) 加入者又はその法定代理人の故意・重大な過失・法令違反による損害。
- (3) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意による損害（その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合は除く）。
- (4) 植物防疫法の規定に違反した場合の損害。

**共済金の支払について**（共済金：一般の保険金に相当するものです。）

（1）損害評価を行い、農林水産省より定められている諸手続き、認定等を経て、次の額をお支払いします。

①減収総合方式

共済目的の種類等毎に、共済事故による損害割合が3割を超えた場合に、共済金額に損害割合に応じた支払割合を乗じて算出されます。

②特定危険方式

共済目的の種類等毎に、特定の共済事故による損害割合が2割を超えた場合に、共済金額に損害割合に応じた支払割合を乗じて算出されます。

③災害収入共済方式

特定収穫共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定収穫共済限度額に対する割合を乗じた金額。

（2）組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに、共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

**共済金を支払えない場合について**

次のような場合には、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

- （1）通常すべき管理、損害防止義務を怠って生じた損害。
- （2）損害防止の指示に従わなかったとき。
- （3）損害発生を通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって事実と反する通知をしたとき。
- （4）果樹共済への申し込みの際、加入申込書に記入する事項について、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき。
- （5）果樹共済加入申込書の提出後、変更通知にあたり、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

**(ウ) 共済責任期間**

**共済責任期間について**

花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫するに至るまでの期間です。

特定危険方式又は短縮方式については、発芽期から果実の収穫するに至るまでの期間です。

**(エ) 引受条件(共済金額等)**

**基準収穫量について**

天候や肥培管理などが普通のものとして期待される収量で、半相殺方式は標準収量表をもとに、10アール当たり基準収穫量を算定します。

災害収入方式は、加入者の過去5カ年の出荷実績をもとに、10アール当たり基準収穫量を算定します。

**共済金額について**

共済責任期間中に補償される最高限度額です。

- （1）減収総合方式の場合 共済目的の種類等毎の園地ごとに、単位当たり共済金額×園地ごとの標準収穫量の合計の70%又は選択された補償割合
- （2）特定危険方式の場合 共済目的の種類等毎の園地ごとに、単位当たり共済金額×園地ごとの標準収穫量の合計の80%又は選択された補償割合
- （3）災害収入共済方式の場合 共済目的の種類毎に、加入資格者の過去一定年間において収穫した果実の生産金額を基礎として組合が定めた金額の80%又は選択された補償割合

**果樹共済による種類の選択について**

- （1）果樹共済による種類（引受方式）は、共済規程で定めるうち各々1つを選択できます。
- （2）特定危険方式又は災害収入方式を選択される場合は、一定の加入要件があります。

**(オ) 共済掛金に関する事項**

**共済掛金について**

- （1）果樹共済による種類ごとに、次のように算定します。  
加入者負担掛金＝共済金額×共済掛金率－国庫負担掛金
- （2）共済掛金率は、農林水産大臣が過去20年間の被害率を基礎に定め、3年ごとに改定されます。  
なお、この組合は、農林水産大臣が定めた共済掛金率に加入集落ごとの過去一定期間の被害率等により、危険段階別共済掛金率を設定しています。

**(カ) 共済掛金等払込みに関する事項（払込み方法・払込み期日）**

加入者負担掛金の払込みは、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した掛金払込通知書をもって払込みします。また、払込金額には賦課金（事務費）を含んでいます。

## (キ) 無事戻しに関する事項 (条件・方法・決定)

### 無事戻しについて

毎事業年度、総代会の議決により、前3ヵ年間に受取った共済金と前2ヵ年間に受取った無事戻しの合計額が、前3ヵ年の加入者負担掛金の4分の1を下回る加入者に対しては、無事戻金を交付します。

なお、組合又は連合会の財務状況によっては、無事戻金をお支払いする金額が削減される場合があります。

## (ク) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

### 告知義務違反による解除について

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知を怠り不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。また、解約払戻金はありません。

### 共済掛金不払の場合の解除について

正当な理由がないのに共済掛金の払い込みを遅延した場合には共済関係を解除します。

### 重大事由による解除について

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- (1) 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき
- (2) 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき
- (3) 組合の加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

### 解除の効力について

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、共済掛金不払の場合と重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を組合がてん補する責任を負いません。

## イ「注意喚起情報」の項目

### (ア) 告知義務等の内容

加入申込書の項目について告知していただく義務(告知義務)があります。この告知事項について、故意又は重大な過失により不実の告知をしたときは当該共済関係を解除する場合があります。

### 加入者の義務について

- (1) 果樹共済加入申込書の提出後の変更通知

果樹共済加入申込書の提出後、記載内容に誤り、又は変更気付いたときは、速やかに組合までご連絡ください。その連絡がない場合は、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

- (2) 損害発生通知

共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると思われるときには、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いします。その通知がない場合、適正な損害評価が行われず、減収量の算出ができなくなりお支払いできなくなることがあります。

- (3) 損害防止の義務。

果樹について通常すべき管理、その他損害防止に努める義務を有し、通常すべき肥培管理等の不良による減収は、共済事故以外の減収として分割評価を行い、共済減収量から差し引くことがあります。

また、損害防止の必要な措置について、組合からお願いする場合がありますのでご留意願います。

### (イ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

## ウ その他の項目

### 個人情報の取扱いについて

果樹共済加入申込書により知り得た情報(以下「個人情報」という。)については、組合が引受けの判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」という。)します。

また、個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のための業務に必要な範囲で利用することがあります。

- (1) 組合は、共済金支払責任の一部を連合会の保険に付し、連合会は保険責任の一部を国の再保険に付しているため連合会及び国との間で個人情報を共同利用します。
- (2) 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、農林水産省との再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

- (3) 個人データに第三者の情報が含まれており、加入者から組合へ提供されたことにより、その方が不利益を被った場合、加入者が責任を負い、組合には責任が及ばないこととします。